

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 あだち眼科
 ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
 ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 山口県山口市小郡明治1丁目13-13
- (3) 設立認可年月日 平成24年7月30日
- (4) 設立登記年月日 平成24年9月30日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	足立 格郁	あだち眼科の管理者
理 事	足立 幸子	
同	足立 大地	
同	足立 美波	
同	井上 美保	
監 事	正鬼 晋太郎	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	あだち眼科	3510312881	山口県山口市小郡明治 1丁目13-13	一 般 病 床 0床 療 養 病 床 0床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年11月23日 令和5年度決算の決定

様式 2

法人名 医療法人 あだち眼科
所在地 山口県山口市小郡明治1丁目13-13

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 7 年 9 月 30 日現在)

1. 資 産 額 375,178 千円 /
2. 負 債 額 5,751 千円 /
3. 純 資 産 額 369,427 千円 /

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	273,786
B 固 定 資 産	101,392
C 資 産 合 計 (A + B)	375,178
D 負 債 合 計	5,751
E 純 資 産 (C - D)	369,427

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 あだち眼科
所在地 山口県山口市小郡明治1丁目13-13

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	273,786	I 流 動 負 債	5,751
II 固 定 資 産	101,392	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	17,981	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	901	負 債 合 計	5,751
3 そ の 他 の 資 産	82,510	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	22,000
		II 積 立 金	0
		(うち代替基金)	347,427
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	369,427
資 産 合 計	375,178	負債・純資産合計	375,178

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 あだち眼科
所在地 山口県山口市小郡明治1丁目13-13

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	210,959
2 事業費用	201,002
本来業務事業利益	9,957
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	9,957
II 事業外収益	1,921
III 事業外費用	0
経常利益	11,878
IV 特別利益	1,348
V 特別損失	0
税引前当期純利益	13,226
法人税等	3,456
当期純利益	9,770

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人あだち眼科

理事長 足立 格郁 殿

私は、医療法人あだち眼科の令和 6 会計年度（令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 11 月 25 日

医療法人 あだち眼科

監事 正鬼 晋太郎

（注 1）監査人が複数の場合には「私たち」とする。

（注 2）関係事業者と取引がある医療法人については「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。